

令和元年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年1月8日

徳島市監査委員	稲	井	博
同	藤	原	晃
同	須	見	矩明
同	中	西	裕一

都政発第245号

令和元年12月16日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤彰良

令和元年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果（令和元年12月2日報告分）に基づく措置状況

都市整備部

監 査 の 結 果	措 置 状 況
1 指定管理料について、予算執行計画書に基づいた金額が支払われていなかった。 (公益財団法人 徳島市公園緑地管理公社)	1 当該事案については、直ちに予算執行計画書の変更手続を行いました。今後は、徳島市都市公園112施設の管理に関する基本協定書及び年度協定書に基づき、適正に処理を行います。
2 所管部局では、支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。 (しらさぎ台自治会)	2 今後は、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正に処理を行います。